# 

平成26年2月28日

高等教育局私学部私学行政課



文部科学省 MEXT

CULTURAL STORYS.

# 国災

က	6	_	_	8	22
		_	_	_	
•	_	•	•		•
•	_	•	•	•	•
_	_	•	•		•
-	-	- -	-	•	-
_	_	- -	-	-	-
HIK	_	_	_	_	-
<b>京火</b> (144)	-	-	-	-	-
<del>**</del>	-	-	-	-	-
##T		-	-	-	-
##KI %(L	_				
1/44 14/41	_	<u> </u>	<u> </u>	_	_
<b>₹</b> ₩	•	•	•	•	•
押				•	
No					•
<b>10</b>	•	•	•	•	•
<u> </u>		•		•	•
					•
		1-1 4	•		•
		瞅	•		•
6	•	軽	•		•
		6			•
HK.		柯	赤		-
#X		悔	40		•
	•	16	梅	•	•
城		4	经田	•	•
作	4	17	6	•	•
玄	紙	44	4		-
ト	6	藏	松		-
6	翀	农	牵	•	•
$\prec$	滤	$\prec$	業大		•
拟	₩	抵		毛	
长	洲匠	长		Ġ	
学校法人の寄附行為(変更)の認可に関する審査基準の概要	申請手続等の流れ	学校法人分科会による審査の概	申請書類作成上の留意点等	- 40色	
				•	靴
<del>-</del>	2	က	4.	<u>ئ</u>	参考資料
			-127-		-15 -

# 学校法人の寄附行為(変更)の認可に関する審査基準の概要

# 審査基準のポイント

# 校地,施設及び設備 $\bigcirc$

- 申請時点で自己所有であることが必要。 ◇ただし,一定要件を満たす場合は借用でも可。
- 標準経常経費 標準設置経費, **(**)

- ◇大学等(大学院大学を除く)の施設・設備の整備に要する経費は,「標準設置経費」以上であることが必要。 ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば,当該施設等の簿価分を合め「標準設置経費」
  - 上であれば可。

-128-

(「設備」の標準設 「施設」の標準設置経費は ※平成26年度審査より,「施設 約0.8%の減額改定を行う。 置経費については改定なし。)

- ◇大学等(大学院大学を除く)の開設年度の経常経費は,「標準経常経費」以上であること が必要。
- 「標準経常経費」については改定なし。

# 経常経費の財源 設置経費, (m)

- 申請時点で負債性のない 自己資金で保有していることが必要。 ◇設置経費等の財源は,
  - 現金預金のほか国債等の有 価証券で,一定の要件を満たすものでも可。 ◇財源の保有形態は,
- 学生納付金については, 確実に収納される 見込みがあると認められること。 ◇経常経費の財源のうち,学生 学生数が合理的に算定され,
- 負債償還率 負債率, 4

# [負債率]

◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下 であることが必要。

# [負債償還率]

ことが必要。 **今開設年度の3年前から完成年度までの各年度** の負債償還率が20%以下である

# 管理運営状況等 2

◇学校等の管理運営において,適正を欠く事実が ないこと

## 7

個別にご相談いただきたい。

# (2) 設置経費の財源の考え方

・源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。 現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。 ◇設置経費の財源は, **今保有形態は**,

# (基本的な考え方) 貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート

(流動負債+第4号基本金)】 が設置経費を上回っているか。 【現金預金一 

前受金以外の流動負債に対応した資産を有する場合,それらを除いた上で 上回っていない 上記①が設置経費を上回っているか。 **(V)** 

設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券 (注1) がある場合,それを財源に加えた上で上記 (m) 上回っている

上回っていない

①が設置経費を上回っているか。

上回っている

財源の説明がつかない。 計画の見直しが必要。 (注2)

上回っていない

財源を,負債性のない自己資金等で保有している。

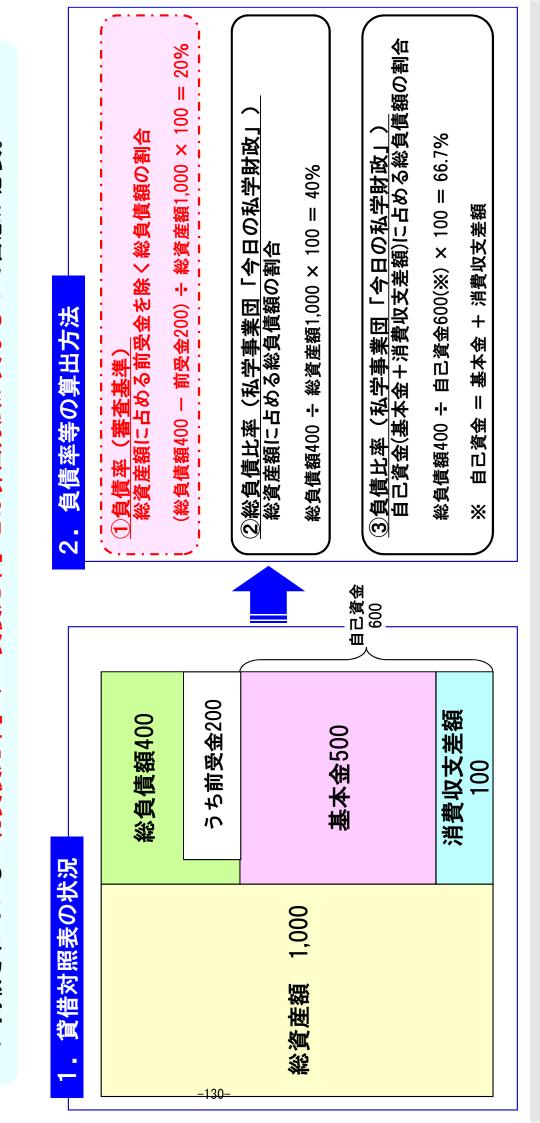
審査基準第一の一の(十)の才(財源の保有形態)に留意が必要。 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は, (H1) (H2)

⇒文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,

上回っている

# (3)負債率

- 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」 「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
  - この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」 に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。



# (4) 負債償還率

- ・「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還 率」は、「帰属収入」に占める「負債償還額(元本十利息)」の割合。
  - 金」は,「学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)」における「短期借入金」とは取り扱い 「負債償還率」を算出する際,「短期借入金」を除外することが可能であるが,この「短期借入 が異なるので,留意が必要。

# 算出方法

+ 帰属収入 × 100 ≤ 20% (借入金等返済支出 + 借入金等利息支出)

- 短期借入金(借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る)は除外することが可能。
- 当該償還額は除外することが可能。 ・借入金を繰上償還した場合は,

# ② 短期借入金の取扱い

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い ▶ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る(借入時期と償還期限が同一年度内)

「学校法人会計基準」上の取扱い

賞還期限が貸借対照表日後1年以内に到来するもの(借入時期と償還期限が年度をまたぐ)



# 管理運営体制等 (2)

# 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

役員の資質

理事及び監事は,学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し,その職責を果たすことができる者で,学校法人の理事又は監事としてふさわしい社会的信望を有するもの。 理事長は,学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験 を有し,その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。 ことが

他の学校法人の役員との兼職の制限

役員の構成(教学側の意向が適切に反映される構成)

管理運営上必要な諸規程の整備(以下参照)

(偽りや不正行為により) 不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請 なが する場合,再発防止のための必要な措置

# く学校法人の管理運営上必要な諸規程の例>

組織・総務関係

公印取扱規程, 規程,稟議規程,文書取扱(接受,保管)規程, 情報公開に関する規程,公益通報に関する規程 組織規程,事務分掌規程, 保護に関する規程,情報公

教職員給与規程, 役員報酬規程(支給する場合) **教職員退職金支給規程**, 就業規則,教職員任免規程,定年規程, 役員退職金支給規程(支給する場合), 人事·給与関係」 就業規則,教職

資産運用に関する規程 物品管理規程, 固定資産管理規程, [財務関係] 会計·経理規程,

なら

# **管理運営状況**,事務処理状況

**(N** 

以下の事項に留意。 この場合, 学校等の管理運営において,適正を欠く事実がないことが必要。

- ア 法令に基づく登記, 届出, 報告等の適正な実施
- 役員間,教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- 公租公課の支払状況 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還,その徴収する掛金,
- インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

<管理運営体制,管理運営状況,事務処理体制についての留意点(主な指摘例)

- 役員, 評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分(理事長の出勤状況,理事会の開催頻度, 理事会・評議員会の遠隔地での開催など)
- 評議員の選任方法が不適切(遡及した選任,理事会等の承認を経ずに選任など)
- 評議員会の運営が不適切(開催順序の誤り,書面による持ち回り開催など) **哩事**会,
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結
- 資金管理が不適切(関連法人への不適切な担保提供,書面による確認のないままの債務保証など)
- 財務関係書類等の備え付けが遅延,作成すべき書類が未作成
- 法令に基づく登記の不備(代表権の登記,資産総額変更登記など)
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧(閲覧対象書類,閲覧の対象者)が不十分
- 財務状況の一般公開(ホームページへの掲載)が未実施又は不十分
- 休校中の学校等や休止中の収益事業について,今後の取扱いが未定



 $\infty$ 

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

献

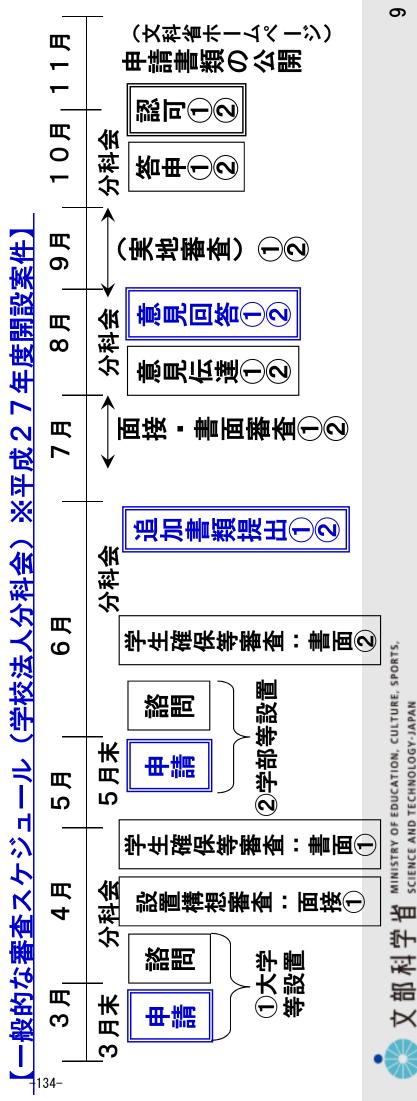
郶

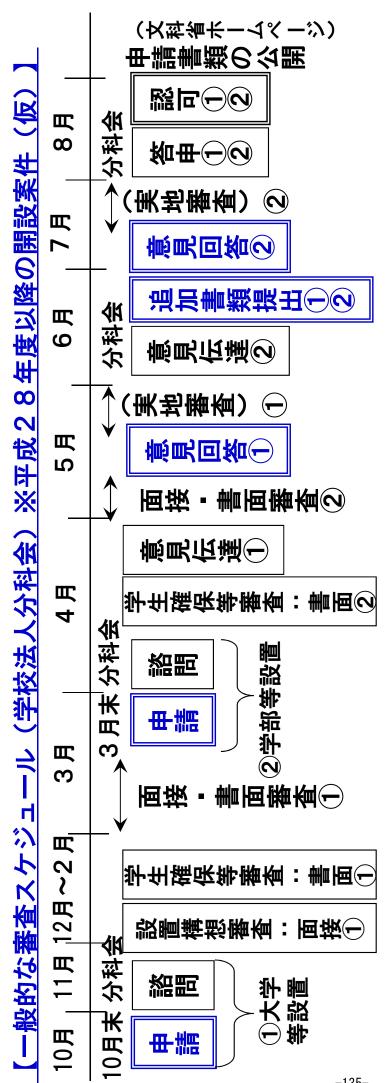
⋈

# 申請手続等の流れ S

- ば 書類( 毌 6 巨 国 変 **酥行為** 梅 条る IJ 鮰 設  $\Theta$ 舭 K  $\Diamond$
- $\mathbb{H}$ 米 皿 Щ 96 米 9 6 町 度 度 ထ 仲 件 4 米 湢 皿 Ŋ 町 座 6 仲 度 度 温 枡 种 6 座 K K 湟 温 仲 <u>e</u> 訟 6 度 座 謡 開設年 仲 かび、 開設 る場 ₩ **ば** から 何 邺 年 10 設 ₩ 訟 ₩ 鮰 訟 謡 郶 厗 沿 次 計
  - ₩ , Щ ဖ 座 仲 米 Щ (7) 6 度 仲 K 怎 6 度 開設年 년 , グ 쌞 設 謡 見 麼 枡 ナ  $\infty$ 計 2 6

世 橇 冊 6 国 び寄附行為変 及 **校法人の寄附行為の**認可 佻 ₩, 榆 ₩ 世 沿 ELD. ₩ 16 ゅ 謡 皿 뺊 IJ ₩ **—** 





# 3. 学校法人分科会による審査の概要

# 11-1)平成25年度審査から実施している取組

# ① 学生確保に係る基準の明確化

◇審査基準の資金計画に係る要件に, 下線部分を追加。

開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源は,原則として,学生納付金,寄附金,資産運用収入その他 の確実な計画による資金をもって充てるものとし,借入金を充てるものでないこと。<u>この場合において,当該学生納</u> 付金については,その算出根拠となる学生数が合理的に算定されていることにより,確実に収納される見込みがある と認められるものであること。

# ② 設置構想審査 (大学新設のみ)の実施

- 審査の最初の段階で,理事長(予定者)及び学長予定者を直接面接し,設置の理念など設置構想の根幹的な事項に
- ◇ 地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。
- ◇ 大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同で実施。

# ③ 学生確保等に関する審査体制の充実

必要に応じ,大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同による審査を実地。 **\** 

# 大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針・方策(いわゆるリスクシナリオ)の確認 4

- 定員充足しない場合の財務計画や教育研究への影響に係る基本方針(認識)について書面により確認。
  - > 必要に応じ,具体的な資金計画等を確認。



# (1-2) 平成26年度以降に行う審査から実施予定の取組

# ① 学校法人のガバナンスの確保に向けた審査基準の明確化

◇理事長の資格について,以下の要件を基準化

かの職 「理事長は,学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し, 務を十分に果たすことができると認められる者であること。」

**今理事体制の整備について,以下の要件を基準化** 

「理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていること。」

**◇監事の支援体制について,以下の要件を基準化** 

「監事に対する情報の提供等の支援体制が十分に整えられていること。」

◇財務情報の一般公開について,以下の要件を基準化

「インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況」

**◇管理運営の状況に係る要件について, 以下の基準を見直し** 

「学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。」 《改正後》「学校等の管理運営において,適正を欠く事実がないこと。」 《段田門》

**今寄附金の要件について,下線部分を見直し** 

《改正前》「入学を条件とする寄附金,当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金,寄附能力のない者の寄附金, <u> 寄附者が借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は,</u> 設置経費の財源に算入しないこと。」

「入学を条件とする寄附金,当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金,寄附能力のない者の寄附金, <u>借入金により調達した寄附金</u>その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は,設置経費の 財源に算入しないこと。」

**今過去に不適切な申請を行った者について,以下の要件を基準化** 「(偽りや不正行為により)不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合は, 再発の防止のために必要な措置が講じられていること。」



# 目録等の申請書類の一層のルール化・マニュアル化 財産 **(7**)

(中限 財産目録が大学等を新設する組織として、それに相応しい資産や教育研究環境を備えているか確認するための書類という目的に足り得る内容となること及び申請者の過度な事務負担にならないこと の双方の観点を考慮し,作成に係る基本方針を整備。(「財産目録」と「貸借対照表」の関係整理, 「基本財産」と「運用財産」の整理,「土地」に係る記載情報の整理,数量情報の整理等) 詳細は「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書の作成等に関する手引き 」を参照) 26年度改訂版)

# ③ 寄附に関する審査資料を充実

JШ ◇ 大口の寄附者(5千万円以上)に対して,「当該寄附は審査基準に抵触しない適正な寄附である」☆ の申立書の提出。◇ 大口の個人寄附者(5千万円以上)に対して,「客附能カがあるニレを車付けるには2百 00円

「寄附能力があることを裏付けるに足りる自身の財産 の状況」についての申立書の提出。

# 4 審査スケジュールの見直し

及び認可時期の (大学新設案件) 審査期間の延長 平成28年度開設案件から申請時期を前倒し,審査期間の3 -期化を図る。(改正後のスケジュールの詳細はP10参照) 早期化を図る。



# (2) 審査のポイント

# ① 管理運営面

- ◇役員の資質・構成など,大学を設置するにふさ わしい管理運営体制が整えられているか。
- ◇役員会・評議員会は, 寄附行為の規定に基づき 適切に運営されているか。
- ◇法令に基づく登記・届出が遅滞なく行われているか。

# 2 財務面

今財務状況(収支バランス,ストックの状況,教育研究経費の比率など)はどうか。今後の財政計画は適切か。

- ◇全ての案件について,過去の理事会・評議員会の議事録や過去の計算書類及び完成年度までの財政計画など,管理運営面や財務面を審査している。
- <u>◇また,実地審査を行う場合は,施設設備の整備状況や設置財源の保有状況に関する証</u> 基備状況や設置財源の保有状況に関する証 憑書類を現地にて確認している。



# <留意点(審査の主な観点)>

- 調査結果に客観性が担保されているか。(対応例:回答者の属性を明らかにした第三者の調査,公的 機関による調査
- 調査の適切性が担保されているか。
- ・調査時期は適切か。(古くないか) ・調査対象は適切か。(アドミッションポリシーや受入実績との整合)
- 明示すべき事項例:①学部学科の名称 ②設置の理念,養成する人物像 ③設置場所(アクセス) アンケート調査の場合,対象者に必要な情報を明示しているか。
- アンケート調査の場合, 設問項目は適切か。(入学の意思を明確に確認できる設問か, 単なる意識調査にとどまっていないか) 4)学生納付金⑤競合する大学・学部学科等の名称

-140-

- ウ 重層的な調査(確認)がなされているか。(対応例:高校生へのアンケート調査,競合校の状況(全国的な状況,近隣の状況),学校基本調査や志願動向調査に基づく自己分析を実施)
- 既設校において定員が確保されているか。(対応例:学部学科の改編,未充足学部等の定員縮小) Н
- オ 学生納付金の設定は適切か。(対応例:既設学部や近隣の競合校等の状況を把握・分析)
- 学生確保に向けた具体的な取組を組織的に行っているか。 七
- 長期的かつ安定的に入学定員を上回る入学希望者がいることの合理的な説明がなされているか。 #



- 到に文科省で実施。 9年度開設案件 0参照) 万 万 万 7 ~ ◇ ○ ○ ○ ○
- (各申請者かリング形式)(は分科会で決

諮問

計量

伝達意見への回答

意見伝達

◇分科会が面接審査 要がないと判断し 件は書面により審

- -現地で実施。 3年度開設案件 )参照) 128日 月成ら
- 況等についてのヒア リングのほか, 施設, 伝達意見への対応状 証憑書類 備状況の 福。 実 設備等の整 の確認等を 現地確認,

口認

答申

「実地調査」を行わない 申請区分等によっては, 場合がある。 X



# 4. 申請書類作成上の留意点等

設置認可等の申請については,以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。 準備不足と考えられる申請や,意識の低い申請者の増加などが散見。

# 【大学設置・学校法人審議会長コメント (H19.11.27) (抜粋)】

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は,総じて準備不足の傾向が顕著。
- 今大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
- **今各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し,あらためて大学を設置する責任の**

# 【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント(H20.2.21)(抜粋)】

- **◇近年,新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学,校舎の全部借用の結果借料が経営を** 大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今,認可申請書の不実記載などの不正申請,文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など,一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続き,極めて遺憾。 ◇設置認可に際し,「数値基準されクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- 我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚,自省を切に求めたい。また,各種大学関 会員大学に対する適切な対応を期待。



# (1)都道府県知事を経由した申請

以下の申請は,都道府県知事を経由して行うことが必要。(私立学校法施行令第2条)

- 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請
- 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更(組織変更)の認可申請
- 合併の当事者が知事所轄法人で,合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請

# (2)申請書類の一部変更手続き等(申請から認可までの間の手続き)

吝附行為(変更)認可申請書類について,申請から認可までの間に申請書類の内容等の修正が*必* 要となった場合には, 申請書類の一部変更手続きが必要。

手続きの詳細は,「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」を参照。

# <一部変更手続きが必要となる例>

- 大学設置分科会の意見への対応(施設設備の充実等)により,設置経費が増額となる例
  - 事等の契約を締結したことにより, 設置経費が変更となる例 など

# (3) 設置計画の変更協議手続き等(認可後,完成年度までの間の手続き)

- あらか 認可後,完成年度までの間に,認可時の設置計画が変更となる場合には,構想段階で, じめ私学行政課法人係に相談することが必要。
- 事前協議なく設置計画を変更した場合には,大学設置・学校法人審議会において対応を審議。 (内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。
- 手続きの詳細は,「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」を参照。 ×



# (4) 申請書類の公開

- 五河 認可申請書類について, 文部科学省の より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から, **ームページに掲載。(大学等の設置認可申請書類は,平成22年度開設分から掲載。** 23年度開設分から,大学等の設置に係る寄附行為(変更) 学生等の消費者保護を図るとともに,  $\Diamond$ 
  - これにより,申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。
- 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- 女部科学省ホームページへの掲載書類は,以下のとおり。

# く女部科学省ホームページへの掲載書類>

删 競争上の地位その他正当な利益を ,「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。 「個人に関する情報や学校法人の権利, 以下の書類について、するおそれがある情報」

- 寄附行為(寄附行為変更の場合,新旧対照表を含む) 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類(様式第4号その1)
  - (様式第4号その4) 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

- 財産目録総括表(様式第6号その2)(小科目及び負債率を除く) 貸借対照表(学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く) 事業計画(様式第7号その1)(施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除 0000<u>00</u>
  - <u>資金収支予算決算総括表(様式第10号その1)(新設校分) 消費収支予算決算総括表(様式第10号その2)(新設校分)</u>

# (5) 寄附行為(変更)認可後の財政状況,施設等整備状況調査(アフターケア)

# (1)調査の趣旨

- 認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し,併せて学校法人の経営の実態及び施設 設備等の整備の進捗状況を把握。
  - ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

# 2調查対象法人

原則として,設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

# 3調査方法

-145-

- 実地調査のいずれかの方法で原則として毎年度1回実施。 書類調査,
- 設置学部等が完成年次に達する年度に 大学・短期大学新設等の場合に、 実地調査は,法人新設,大学・短期大学新 実施。(必要がある場合はその都度実施。

# 4調查內容

入学者の 事務組織の整備状況, 役員の就任状況 留意事項の履行状況,施設・設備の整備状況, なえ 状況, 資産及び収支の状況

# 5調査結果の報告等

学校法人分料会 助言すべき事項(留意事項)がある場合は、 調査結果を公表。 留意事項を学校法人に通知し, 調査の結果,学校法人に対し指導, の職を終わ,



私立大学の学部等の届出設置(授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)等に係る寄附 行為変更の届出については,以下の流れを参照。

(授与する学位の種類及び分野の変更を O私立大学の学部等の設置 伴わないもの)及び廃止

〇設置廃止を伴わない大学等の名称変更

〇事務所の所在地の変更 〇公示の方法の変更

教授会,評議員会(必要な場合),理事会で学則変更の議決

評議員会, 理事会で寄附行為変更の議決

-146-

8

名称数 (廃止, 学則変更届出書 (設置の場合) 学部等設置届出書 更の場合)を提出

文部科学省ホームページに掲載(学部等の設置のみ)

評議員会,理事会で寄附行為変更の議決(※)

(※) は, どちらか1度で可。

登記事項変更登記完了届を提出) (登記後, 寄附行為変更届出書の提出



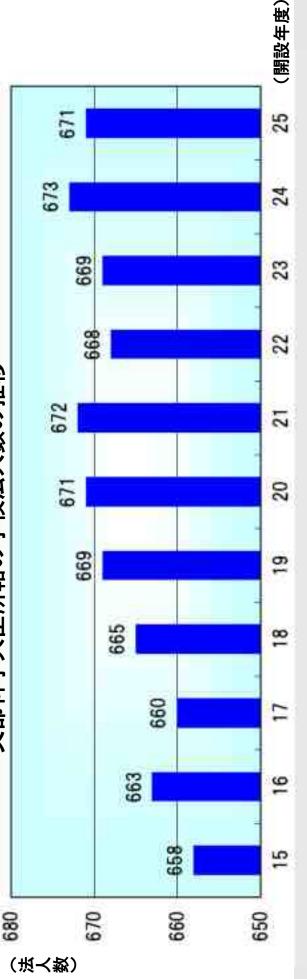
# 〈参考資料

# 文部科学大臣所轄の学校法人数等の推移

# **小型医多十用用槽多次计一户影片性图目开游使有数数**

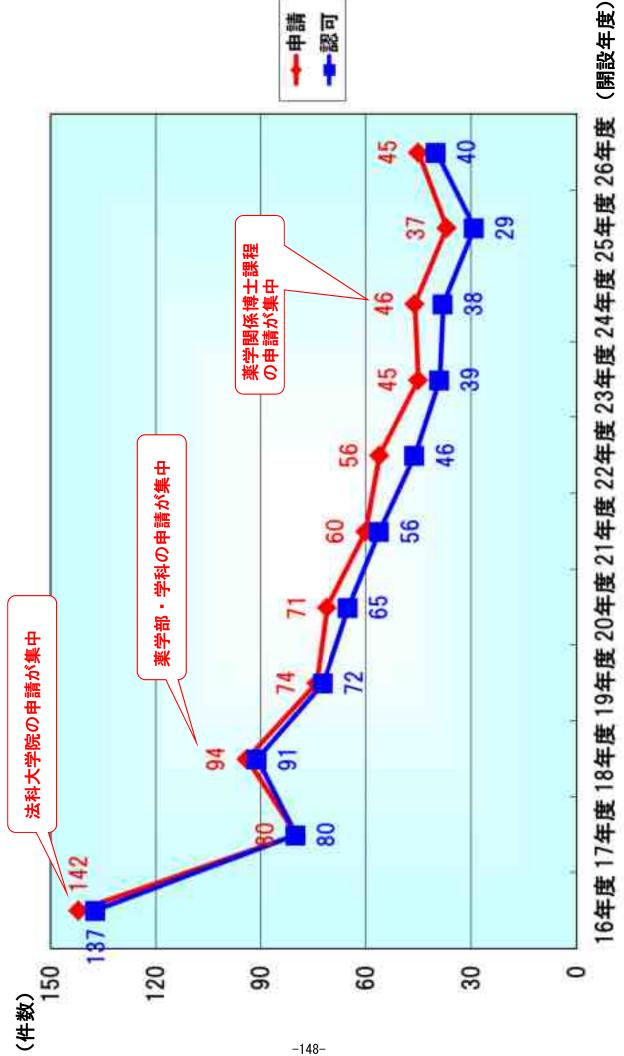
X	人部件于人日炘精于佼汰人以設工寺談可	の政工	寺認り	什数寺	午釵寺の推移	4						
	年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
法	法人数	<b>658</b>	663	099	999	699	671	672	899	699	673	671
霏	新設法人による増	2	3		3	0	3	-	<b>—</b>	0	3	0
共	知事所轄からの移行による増	0	5	_	4	9	2	7	0	5	5	_
	知事所轄への移行による減	Δ1	$\Delta$ 2	$\Delta$ 2	Δ 2	Δ1	$\Delta$ 2	Δ3	$\Delta$ 2	Δ 3	Δ3	$\Delta$ 2
減少	合併による減	0	Δ 1	0	0	0	Δ1	Δ3	0	Δ1	0	0
١	解散による減	0	0	$\Delta$ 3	0	Δ1	0	Δ1	$\Delta$ 3	0	Δ1	Δ 1
	增减法人数合計	1	2	Δ 3	2	4	2	-	<b>₽</b> ∇	1	4	Δ 2

# 文部科学大臣所轄の学校法人数の推移





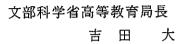
# 大学等の設置に係る寄附行為(変更)の申請,認可件数の推移

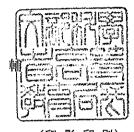




各 国 公 私 立 大 学 長 大学を設置する各地方公共団体の長 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 大学を設置する各学校法人の理事長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 放 送 大 学 関 理 事 長

殿





(印影印刷)

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について(通知)

このたび、別添のとおり、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第8号)が平成26年2月19日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成24年8月の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の 資質能力の総合的な向上方策について(答申)」(以下「答申」という。)に基づき教職 大学院の発展・拡充を推進するため、新設等が集中することが見込まれる平成30年度ま での間は、優秀な教員を確保する必要があることから、教職大学院に必ず置くこととさ れる専任教員について、教育上支障を生じない場合には、引き続き、他の課程の教員が これを兼ねることができるとするものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですが、改正趣旨及び内容について十分御了知いただき、その運用に当たり遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 専門職大学院設置基準 (平成15年文部科学省令第16号) の改正について

## 一 改正の概要

平成30年度までの間,教職大学院に必ず置くこととされる専任教員について,教育上支障を生じない場合には,学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程を担当する教員(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く博士課程(以下「博士課程(前期を除く。)」という。)を担当する教員以外は3分の1を超えない数に限る。)がこれを兼ねることができるとしたこと。(附則第2項及び第3項関係)

## 二 留意事項

- (一)専門職大学院の専任教員については、専門職大学院設置基準附則第2項に定める特例措置は平成25年度末に終了し、平成26年度以降は、昨年11月の同基準第5条第2項の改正により、博士課程(前期を除く。)に限ってこれを兼ねることができることとした。今回の同基準附則第2項及び第3項の改正は、教職大学院に限り、その拡充が見込まれる間、優秀な教員を確保できるよう、期限を設けて、これまでと同様の特例措置を講じたものであることに留意すること。なお、教育上支障が生じるかどうかの具体的な判断についても、これまでと同様、学問分野や個々の大学の状況によって適切に判断されるべきものであること。
- (二) 教職大学院に必要な数の専任教員が配置されているなど、教職大学院の独立性が確保され、必要な教育体制が整備されている場合には、更なる教育の充実等を図る観点から、教職大学院の専任教員が他の専攻や学部等において教育研究を行うこと、また、他の専攻や学部等の専任教員が教職大学院において教育を行うことは、教育上支障を生じない限りにおいて、従前どおり差し支えないこと。
- (三) 教職大学院に置かなければならない専任教員の数を超えて教員を置く場合,必要数を超える教員は、これまでと同様、特例措置によらず、学部の専任教員等を兼ねることができること。ただし、この場合であっても、これまでと同様、専任教員の必要数に含まれるか否かを問わず、教員の質の確保に努める必要があること。
- (四) 特に国立大学におかれては、答申及び昨年10月の教員の資質能力向上に係る当面 の改善方策の実施に向けた協力者会議報告「大学院段階の教員養成の改革と充実 等について」やミッションの再定義等を踏まえた教職大学院の発展・拡充に向け て、今回の特例措置の活用による積極的な取組が望まれること。なお、その際、 今回の特例措置が平成30年度末に終了することに留意すること。

## 第二 施行について

平成26年4月1日から施行すること。

# (別添資料)

〇文部科学省令第八号

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第三条及び第八条 の規定に基づき、 専門職大学院設置 基準の

部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十九日

文部科学大臣 下村 博文

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門 職大学院設置基 準 (平成十五年文部科学省令第十六号) の一部を次のように改正する。

第五条第二項中 「大学院設置基準」 を 「大学院設置基準 (昭 和 四十 九年文部省令第二十八号)」に改める。

第八条第二項中 「大学設置基準」 を 「大学設置基準 (昭和三十一 年文部省令第二十八号)」 に改め

附則第二項及び 第三項を次のように改める。

2 平成三十年度までの間 教職大学院における第五条第二項の適用については、 同項中 個 の専攻に限

(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。

り、

博士課程

とあるのは 学

部 九年文部省令第二十八号)第八条第三項及び第九条第二項の :の専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、 「同項の資格を有する者(大学院設置基準 規定の適用を受けるものを除く。)」 (昭和四十

のは「、同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

3 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第一 項に規定する専任教員を兼ね

を担当する教員以外のものについては、 同項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとする。

附則

ることのできる者の

数は、

博士

課程

(前期及び後期

 $\mathcal{O}$ 

課程に区分する博士課程

に

おける前

期の

課程を除く

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# A 照 条 文

 $\bigcirc$ 

菛

職

大学院設置基準

伞

成十五年文部科学省令第十六号)

女	
E	
È	
見	
ī	(傍線部
	(傍線部分は改正部分)
	3 分)

2 第 三項 る者 0 五. お ける前 専 ねることができる。 条 前 、及び第九条第二項 攻に限り、 項に規定する専任教員は、 (大学院設置基準 略 期 の課程 博 士課程 を除く。 랓  $\mathcal{O}$ (昭和四十九年文部省令第二十八号) 対規定の (前 を担当する教員のうち 期及び後期の課程に区分する博士課 適用を受けるものを除く。 教育上支障を生じない  $\mathbf{I}$ 茅 同項の資格を 場合には、 がこれ 第八条第 有 程 を す に 個 2 第 受けるもの る者 おける前期の 0) Ŧī. 専 前 攻に限り、 項に規定する専任教員は、 (大学院設置基準第八条第三項及び第九条第) 略 を除 課程を除く。 ζ. 博士課程 がこれを兼ねることができる。 到 (前期及び後期の を担当する教員のうち 教育上支障を生じない 課程に区分する博士 彳 二項 同  $\hat{O}$ 項 場合には、 規定の 0) 資 格 を有 適用 課 程

3 略

(授業の方法等)

第八条

(略)

(授業の方法等)

3

略

2

大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準

2 ことができるものとする。 6 等以外の場所で履修させることは、 第二項の れる専攻分野に関して、 大学院設置基準第十五条におい 規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教 当該効果が認められる授業について、 て準用する大学設置基準第二十五 これによって十分な教育効果が 行う 室 得

条

附 則

1 0) 省令は、 平 成 一五 年四 月一 日 か 5 施行する。

2

成 0 附

+

年度まで

0

教 職

大学

院に から

条第

項

0

適用に

は

同項中

個 間

0

専攻に限

ŋ

博士課程 おける第五

(前期及び

後期

0)

課

1

省令は、

亚

-成十五

年

应

月

日

施行する。

は、

イ

年文部省令第二十八号)

アを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させること

第二十五条第二項の規定により多様なメデ

(昭

和三

 $\overline{+}$ 

第八条

(略)

これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、

効

果が認めら

れる授業について、

行うことができるもの

とする。

当

該

則

2 五条第 第五 二項の 第 規定にかかわらず 項 に 規 流定す ,る専 7任教 員 第五条第 には 平 成 項に規定する教員の数 十五 年 ・度まで 0 間 0 第

# -153-

す

に

個

あるの 条第三項及び第九条第二 有する者 程に区分する博士課程における前期の 0 専 は 任教員又は (大学院設置基準 同項の資格を有する者」 修 士課 一項の 程若しく (昭和四十九年文部省令第二十八号) 規定の適用を受けるものを除く。 は博士課 と読み替えるものとする。 課程を除く。 程」 ٤, 同項の資格 とあるのは 第八 لح を

3 数の 程 条 第 前 ( 前 三分の 項 を担当する教員以外の 期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の 項 0 に規 規定により読み替えて適用する第五条第二 を超えないものとする。 定 する専任教員を兼ねること ものにつ 1 ては のできる者 同 1項に規定する教員の 項 の規定により同  $\mathcal{O}$ 数 は 課程を除しています。

3

○─に規定する専任教員の数の  $\mathcal{O}$ 員 三分の が うち 0 できるものとする。 数 博士課程の後期の 及び大学 を超えない 院設置基準 範囲で、 ただし、 課程を担当する教員の数には、 すべてを算入することができるものとする 第九条に 大学設置基準第十三条に規定する専任教 大学院設置基準第九条に規定する教員 規定する教員  $\mathcal{O}$ 数に 算入すること 第五条第 項

学院の 度までの 省令 十三条に規定する専任教員の +部とするものが専門職学位課程となる場合にあっては、 る大学院の課程のうち大学院設置基準の 学校教育法施行規則等の 年文部省令第四十二号) 第十 教員の一部とすることができる。 条に規定す 間に限り、 Ŧī. 号) 第七 る専 第五条第二項の規定にかかわらず、 条による改正前 任教員の 数に算入される教員をもってその 附則第五項の規定により大学設置基準 部を改正する省令 数に算入される教員をもって専門職大  $\mathcal{O}$ 大学院設置基準 一部を改正する省令 (平成十五年文部科学 第三 大学設置基準 平成十六年  $\overline{+}$ 教員 伞 成 定 第  $\mathcal{O}$ 

# 【参照条文】

○専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)(抄)

# (教員組織)

第 五 力があると認められる専任教員を、 専門職大学院には、 前条に規定する教員のうち次の各号の 専攻ごとに、 文部科学大臣が別に定め ずれ か る数置くものとする。 に該当し、 か その担当する専門分野 に関し 高度の教育上の指 導能

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 兀 前項に規定する専任教員は、 十九年文部省令第二十八号) 第九条第 大学設置基準 項に規定する教員の数に算入できない (昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三条に規定する専任教員 ものとする。 の数及び大学院設置基 準 昭昭 和
- 3 (略)

# 附則

1

- 2 任 ŧ  $\mathcal{O}$ 教員の数のすべてを算入することができるものとする。 のとする。 一を超えない範囲で、 第五条第一 項に規定する専任教員は、 ただし、 大学院設置基準第九条に規定する教員のうち博 大学設置基準第十三条に規定する専任教員の 平成二十五年度までの 間、 第五条第二項の規定にか 数及び大学院設置基準 士課程の後期の課程を担当する教員の数には、 ・第九条に規定する教員の数に算入することができる か わらず、 第五条第一項に規定する教員の数の三分 第五条第一 項に規定する専
- ○専門 第 菛 五条第二項を次のように改める。 職大学院設置基準 職 大学院設 置 準の一 (平成十五年文部科学省令第十六号) 部を改正する省令 (平成二十四年文部科学省令第三十八号) の一部を次のように改正する。

3

略

2 る前期の課程を除く。  $\mathcal{O}$ を除く。 前項に規定する専任教員は、 がこれを兼ねることができる。 )を担当する教員のうち同項の資格を有する者 教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、 (大学院設置基準第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるも 博士課程 (前期及び後期の課程に区分する博士課程におけ

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄

(専任教員数)

第十三条 該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 つては、 当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当 大学における専任教員の数は、 別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数 (共同学科を置く学部にあ

○大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)(抄)

(教員組織)

第八条 (略)

2 (略)

3 大学院の教員は、 教育研究上支障を生じない 場合には、 学部、 研究所等の 教員等がこれを兼ねることができる。

4~6 (略)

第九条 のとする。 大学院には、 前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くも

修士 課程 を担当する教員にあ つては、 次 0 に 該当し、 カコ つ、 その 担 . 当 する専門分野に 関 高 度の 教育研 究上 0 指 導 能 力があると認めら れ

る

博士の 学位を有 研究上の 業績を有 する者

研 究上の業績が イの 者に準ずると認めら れる者

ニハロイ 芸術、 体育等特定の 専門分野について高度の技術・ 技能を有 する者

専 攻分野について、

博士課程を担当する教員にあつては、 員にあつては、次の一に該当し、かつ、特に優れた知識及び経験を有する者 その 担 当 する専門分野 関 極 め 高 度の教育研

認められる者

1 博士の学位を有 研究上  $\mathcal{O}$ 顕著な業績を有する者

研究上の業績が イの 者に準ずると認めら れる者

ハロ 専攻分野について、 特に優れた知識及び経験を有する者

個 博 士課程 0 専 守攻に限 (前期及び後期の り、 修士課程を担当する教員のうち前項第二号の 課程に区 一分する博士課程における前期の 資格を有する者がこれを兼ねることができる。 課程を除く。 を担当する教員は、 教育研究上支障を生じ ない 場 一合に は

# 教職大学院における専任教員関係の

## 特例措置に係る省令改正について

## (1) 改正の趣旨

専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)については、原則、他の学位課程の教員と兼ねることができないが、現在は、平成15年度から25年度までの特例措置により、他の学位課程の教員が必置教員を兼ねることができることとされている。

また,昨年11月の同基準の改正により,博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員は,特例措置が終了する平成26年度以降においても,必置教員を兼ねることができることとされた。

他方,教職大学院については,「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(平成24年8月28日中央教育審議会答申)において,必置教員を他の学位課程の必置教員数に算入することについて検討を行う必要があるとされたことを踏まえ,昨年11月の改正とは別に教職大学院制度の見直しの中で検討を進めてきたところであり,今次,特例措置が終了する平成26年度以降の教職大学院の取扱いに係る省令改正しようとするものである。

## (2) 改正の概要

同答申で教職大学院制度の発展・拡充が提言されていること、「これからの大学教育等の在り方について」(平成25年5月28日教育再生実行会議第三次提言)及び「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」(平成25年6月20日文部科学省)において、教職大学院への重点化などの国立の教員養成大学・学部の組織編制の抜本的見直しが示されていること等を踏まえ、今後、教職大学院の新設が見込まれることから、その拡充期に優秀な教員を確保する必要がある。

そこで、現在の特例措置が終了する平成 26 年度以降についても、教職大学院の新設が見込まれる平成 30 年度までの間は、教職大学院の必置教員について、現在の特例措置と同様に、学士課程・修士課程・博士課程前期を担当する教員についてはその 3 分の 1 を超えない範囲で、博士課程(前期を除く。)を担当する教員についてはその 3 分の 1 を超えて、これを兼ねることができるよう所要の省令改正を行う。

## (3) 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

# 大学通信教育設置基準の一部 を改正する省令案について

# (1)改正の趣旨

- ◆ 平成16年の「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」(構造改革特別区域推進本部)により規制の特例措置とされた「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」(特区832)については、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」(平成24年4月9日構造改革特別区域推進本部)において、教員と学生との対面性を補完し得る方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、平成25年度を目途に全国展開を行うこととされている。
- ◆ このため、通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととするための改正を行う。

# (2)改正の概要

# ①大学通信教育設置基準の改正

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととする。(第10条第2項関係)

# ②規制の特例措置に関する規定の削除

「文部科学省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」における「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」に関する規定を削除する。(第9条関係)

# (3)施行期日

この改正は、平成26年4月から施行するものとする。

# (4)留意事項

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものが、大学設置基準第10条第2項に規定する校舎等の施設の面積基準を満たさない場合は、上記改正事項のほか、以下の点等に留意することが重要。

# ①校舎等の施設について

- ◆ 校舎等の施設の面積基準を満たさない場合であっても、当該大学の教育研究に必要な校舎等を備えること(第10条第1項に規定する教室・研究室・図書室・等の校舎等は備える必要があること)
- ◆ 卒業要件内で面接授業を行いたい場合は、従来通り校舎等の施設の面積基準を満たす必要があること

# ②学生への支援について

- ◆ インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえ、学生に対する技術面・教育面での十分な支援を行うとともに、学生の心理面への十分な配慮が必要であること
- ◆ 学生のうち、特に社会人経験のない者への十分な配慮が必要であること

# ③対面性の補完について

◆ 対面性を補完するための方策として、個々の学生の総合的な能力や学習成果 を確認すべきと考えられる場面に絞って、教員と学生本人の一対一のやりとり が可能となる同時双方向の手段を適切に導入すること

# インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(特区832)の全国展開について

## 現行の通信制大学について

平成13年3月における大学通信教育設置基準の一部改正により、124単位すべてをインターネットによる授業により単位の取得が可能となる。

: 特に履修方法に指定のない単位 : 面接授業又はメディア (インターネットを含む) 授業

: 放送授業

卒業に必要な単位数 = 124単位

③30単位以上=面接授業又はメディア(インターネットを含む)授業

①94単位まで=印刷教材による授業、放送授業、メディア(インターネットを含む)授業

②10単位まで=放送授業で代替可能



# ①+③=124単位までメディア授業による単位の取得が可能

## 特区832における特例措置の内容

教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う 大学については、大学通信教育設置基準の校舎等面積の基準によることなく設置を可能とする。

## 〇特例措置の適用対象となる大学の定義

通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外 の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの。

⇒ 卒業要件となるスクーリングや実験に当たって、学生の登校を求める等、インターネット等による授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要があるため、特例措置の対象外となる。

## 〇特例措置の適用対象大学

平成19年4月 サイバー大学設置(福岡市)

IT総合学部 (入学定員:600名)

世界遺産学部(入学定員:600名) ※平成22年10月 学生募集停止

平成22年4月 ビジネス・ブレークスルー大学設置(千代田区)

経営学部 グローバル経営学科 (入学定員:200名) ITソリューション学科(入学定員:100名)

## 特区832の全国展開に関する構造改革特別区域推進本部の決定 (平成24年4月9日)

大学(学部)については、規制所管省庁において、<u>教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行う</u>こと。(平成25年度を目途に措置)

# 

特区832の全国展開に伴う大学通信教育設置基準の在り方、具体的には、「特例措置の実施に伴 う課題と、それに対処するために必要な措置」及び「大学通信教育設置基準の具体的な改正の方 向性」を当面の検討課題とする。

## 協力者会議における議論の方向性

- (1)望ましい施設の在り方について
  - ◆インターネット等により通信教育を行う学部のみを置く大学であって、卒業に必要な124単位のすべてを取得することができ、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合の特例として、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等の施設の面積基準にかかわらず大学の設置等を行うことができること
  - ⇒この場合であっても、当該大学の教育研究に必要な校舎を備えること

## (2)教育研究に支障がないと認める要件について

- ◆教育研究に支障がないと認めるため、インターネット大学の強みをより際立たせ、かつ、従来の 通信制や通学制の大学と遜色ない教育水準を確保するために必要な機能を備えること
- ⇒インターネット等による授業の設計、配信等に係る専門知識を有する者(インストラクショナルデザイナー)の配置など、メディア授業を十全に実施するための体制を整備すべきこと
- ⇒学生の円滑な学習を確保するため、<u>学生に対する技術面及び教育面での十分な支援を行うべき</u> こと
- ⇒学生のうち、特に社会人経験のない者の教育に十分に配慮すべきこと

## (3)「対面性を補完」する方策について

- ◆対面性を補完するための方策として、個々の学生の総合的な能力や学習成果を確認すべきと 考えられる場面に絞って、教員と学生本人の一対一のやりとりが可能となる同時双方向の手段を 適切に導入するよう求めること
- ⇒教育課程の中に、同時双方向の形式で行われる教育活動を適切に取り入れるべきこと
- ⇒<u>少なくとも卒業の可否を判断する局面において、教員と学生が一対一で行う口頭試問等の取組を実施</u>することが期待されるが、これに加え、<u>各大学の教育課程において重要と考えられる</u>授業科目においても、必要に応じて同様の取組を行うよう努めるべきこと

## (4)許容しうる面接授業の範囲について

- ◆卒業要件外で面接授業を行う場合には、面積基準の特例の適用対象となること
- ⇒卒業要件である124単位の外で、面接授業を実施することは差し支えないこと。
- ⇒<u>面接授業を含む対面の機会については、その実施科目、実施時期、実施場所等をあらかじめシ</u> ラバス等で示す必要があること

# 

# ○大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が 履修させることができる授業について定める件 (平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十一号)

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。

なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

## 〇大学通信教育設置基準(昭和56年10月29日文部省令第33号)(抄)

- 第10条 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第36条第1項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。
- 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

別表第二 通信教育学部の校舎等面積(第10条関係)

学部の種類	収容定員 4,000 人	収容定員 8,000 人	収容定員 12,000 人	収容定員 16,000 人
1 HANNIEW	12	19.1	23	19
	の場合の面積(m²)	の場合の面積(mi)	の場合の面積(m²)	の場合の面積(m)
文学関係	3, 440	5, 790	8, 390	11, 000
教育学・保育学関係	3, 440	5, 790	8, 390	11,000
法学関係	3, 690	6, 040	8, 520	11, 130
経済学関係	3, 690	6, 040	8, 520	11, 130
社会学・社会福祉学関係	3, 690	6, 040	8, 520	11, 130
理学関係	7, 660	13, 560	19, 630	25, 870
工学関係	8, 750	15, 490	22, 420	29, 550
家政関係	5, 520	9, 660	14, 120	18, 590
美術関係	5, 340	9, 350	13, 670	18, 000
音楽関係	4, 780	8, 370	12, 230	16, 100
	t	·		

## 〇大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)(抜粋)

第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- □ 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2~6 (略)

# 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する 調査研究協力者会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

〇來 生 新 放送大学副学長

〇向 後 千 春 早稲田大学教授

〇小 松 秀 圀 日本イーラーニングコンソシアム会長

〇五月女 芳男 産業能率大学理事

〇鈴 木 克 夫 桜美林大学教授

〇高 橋 陽 一 武蔵野美術大学教授

〇田 島 貴 裕 北海道大学技術専門職員

◎西 原 明 法 東京工業大学教授

〇三 石 大 東北大学准教授

※ ◎は座長

(計9名)